

兵庫県公報

平成20年1月11日 金曜日 第1943号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

ページ

- 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定（水質課）…………… 1
- 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）…………… 1
- 土地改良区清算人の退任の届出（同）…………… 2
- 家畜伝染病の発生（畜産課）…………… 2
- 普通母樹林の指定の解除（林務課）…………… 2
- 兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（水産課）…………… 2
- 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）…………… 3
- 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）…………… 3
- 港湾法第56条の4第2項に基づく港湾管理者の監督処分（港湾課）…………… 4
- 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）…………… 5

公 告

- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）…………… 5

告 示

兵庫県告示第13号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域として次のように指定する。

平成20年1月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 区域

丹波市氷上町石生字八反田1783番6の一部、石生字牛ノ木2011番2の一部、石生字新逢2029番2の一部、石生字三ノ坪2039番10の一部、石生字無久奈志2049番5の一部

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物、1，1-ジクロロエチレン、シス-1，2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン

兵庫県告示第14号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成20年1月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 目坂土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	白石寅一	豊岡市目坂98番地
同	池口一郎	同市目坂934番地

2 篠山川沿岸土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
-------	----	----

理事 竹本 功 篠山市野間132番地
同 瀬戸 龜 男 同 市黒岡252番地

兵庫県告示第15号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

平成20年1月11日

兵庫県知事 井戸 敏三

目坂土地改良区

氏名	住所
岡元 禧典	豊岡市目坂910番地
片岡 繁雄	同 市目坂938番地
坪内 武司	同 市目坂293番地の1
西村 利正	同 市目坂940番地の1
白石 寛二	同 市目坂97番地

兵庫県告示第16号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成20年1月11日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 家畜伝染病の種類	結核病
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	疑似患畜 1頭
4 発生場所	小野市
5 発生年月日	平成19年12月14日
6 その他参考となるべき事項	乾乳牛（平成20年1月10日分娩予定）

兵庫県告示第17号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第9条第1項の規定により、次の普通母樹林の指定を解除した。

平成20年1月11日

兵庫県知事 井戸 敏三

指定番号	指定年月日	指定採種源の種類	樹種	所在地	面積	本数	所有者等の氏名又は名称	所有者等の住所
兵庫普 46-102	昭和47年 3月31日	普通母樹林	すぎ	宍粟市波賀町齊木ウト 山60-4	ha 0.02	本 150	岡田 定行	姫路市相野

兵庫県告示第18号

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）第32条第5項の規定において準用する第30条第2項の規

定により、次のとおり聴聞を行う。

平成20年1月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 件名
漁業関係法令違反に係る行政処分
- 2 日時
平成20年1月22日（火）午前10時から午前10時15分まで
- 3 場所
洲本市塩屋2丁目4番5号
兵庫県洲本総合庁舎中会議室

兵庫県告示第19号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年1月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 処分をした年月日
平成19年12月18日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商号又は名称 扶蘇土木株式会社
主たる営業所の所在地 揖保郡太子町東出306番地の266
代表者の氏名 扶蘇幸則
許可番号 兵庫県知事許可（般-16）第502631号
- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し
（土木工事業、とび・土工工事業、管工事業及びは装工事業に関する一般建設業の許可）
- 4 処分の原因となった事実
扶蘇土木株式会社代表取締役扶蘇幸則は、平成19年11月13日、建設業法の規定に違反し、姫路簡易裁判所において罰金刑50万円の略式命令を受け、同月28日その刑が確定している。
このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

兵庫県告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年1月11日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年1月11日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月11日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 鳥飼浦洲本線	洲本市上内膳字土井1637番1から 同市上内膳字竹田1525番2まで	旧	5.0から 7.0まで	290.0	
		新	8.0まで 14.0から	290.0	

兵庫県告示第21号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定に基づく港湾管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知できないので、同条同項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成20年1月11日

尼崎西宮芦屋港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸敏三

1 行うべき措置の内容

重要港湾尼崎西宮芦屋港に係る放置等の行為を禁止する区域（神崎川派川中島川河川中央の地点（北緯34度41分51秒東経135度24分27秒）から214度7,000メートルの地点まで引いた線、傍示川右岸突堤（北緯34度43分8秒東経135度18分12秒）から175度4,300メートルの地点まで引いた線並びに両地点を結んだ線と陸岸により囲まれた海面、並びに中島川、兵庫、大阪府県境界線から以西の河川水面及び左門殿川辰巳橋、庄下川五合橋、蓬川琴浦橋、武庫川最下流端（左岸東経135度22分32秒北緯34度41分51秒右岸東経135度22分19秒北緯34度41分46秒）の各下流の河川水面並びに東堀運河、北堀運河、中堀運河、西堀運河及び鳴尾川の各水面）内にある別表に掲げる船舶の撤去

2 港湾管理者の監督処分

1に掲げる措置を命ずべき者が、平成20年2月3日までに当該措置を行わないときは、港湾管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表1 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明している船舶

整理番号	船舶番号又は船舶検査済票の番号	船舶の種類
1	260-6353	モーターボート
2	253-2731	クルーザーヨット
4	250-14125	クルーザーヨット
5	260-11088	クルーザーヨット
9	250-22285	水上バイク
28	260-10606	クルーザーヨット

別表2 船舶

所在場所	整理番号	船名等種類	船舶の種類	内色	外色
重要港湾尼崎西宮芦屋港に係る放置等の行為を禁止する区域（神崎川派川中島川河川中央の地点（北緯34度41分51秒東経135度24分27秒）から214度7,000メートルの地点まで引いた線、傍示川右岸突堤（北緯34度43分8秒東経135度18分12秒）から175度4,300メートルの地点まで引いた線並びに両地点を結んだ線と陸岸により囲まれた海面、並びに中島川、兵庫、大阪府県境界線から以西の河川水面及び左門殿川辰巳橋、庄下川五合橋、蓬川琴浦橋、武庫川最下流端（左岸東経135度22分32秒北緯34度41分51秒右岸東経135度22分19秒北緯34度	14	なし	クルーザーヨット		白

41分46秒)の各下流の河川水面並びに東堀運河、北堀運河、中堀運河、西堀運河及び鳴尾川の各水面

※整理番号は、阪神南県民局が整理の必要上付した番号である。

兵庫県告示第22号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民局長から報告があった。

平成20年1月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 被処分者

商号又は名称 島産業株式会社
 代表者氏名 宮崎武仁
 事務所所在地 神戸市北区鈴蘭台北町1-16-13-202
 免許番号 兵庫県知事(3)第010094号
 免許年月日 平成15年7月11日

2 処分の内容

免許の取消し

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年1月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

芦屋市東芦屋町9番から12番まで

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市西区靱本町1丁目11番7号

シン不動産販売株式会社 代表取締役 井上 学

(3) 許可年月日及び許可番号

平成19年8月29日

兵庫県指令神南(建)第1-2-2号(19芦屋)

2(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加東市梶原字前藪165番1、165番6から165番8まで、165番10、165番11、167番1、167番2の一部、167番3、167番4、168番1、169番2

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加東市梶原369番地3

岡田利喜

(3) 許可年月日及び許可番号

平成19年8月6日

兵庫県指令北播(建)第1-3-2号(19加東)

3(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小野市黒川町字長尾溝ノ南22番13、25番3、28番から30番まで、31番1、32番1、32番3の一部、33番1、33番3の一部

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市北区大淀中1丁目1番88号

積水ハウス株式会社 代表取締役 和田 勇

(3) 許可年月日及び許可番号

平成19年12月13日

兵庫県指令北播(建)第1-8-2号(19小野)